

第1回Q&A

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
QA1-1						契-78	「第55条第6項但書の適用は、甲帰責及び甲の要求による大規模修繕又は更新に限る」とありますが、小規模修繕においても甲帰責及び甲の要求によるものについては、維持管理・運転仕様書記載の費用を上回る費用については支払って頂きますよう、変更願います。	第55条第6項は大規模修繕又は更新に係る規定であるため、第1回の回答の通りとなります。左記ご要望に関しましては、第55条第2項にその旨を明記するように修正致します。
QA1-2						契-103	契-103並びに104、111、115、143、144、でご回答いただきました「検討いたします」に対しまして、ご検討の結果をご教示賜りたく存じます。又本件は事業提案において重要事項と考えております。つきましては、第二回質問回答日前にご教示賜りたく存じます。	了解致しました。
QA1-3	30					契-155	履行保証保険の契約者を構成員とすることは認めないと回答となっていますが、公募要項等に関する質問・意見(第1回)の回答NO要項-38においては、認める旨の回答になっています。公募要項(修正版)にも反映されています。事業契約書(案)別紙4の修正をお願いします。	修正致します。
QA1-4						水準-75 契-155	<水準-74>では履行保証保険に関して「保険契約者を代表企業または構成員としてよろしいでしょうか」という質問に対し「事業者の裁量でご判断頂いて結構です。」とありますが、<契-155>では「履行保証保険の契約者は、乙ではなく構成員でも構いませんか」との質問に「認められません。」とあり、回答に齟齬があると考えられます。業務要求水準書(修正版)のP10(2)保険に関する条件にて「保険契約者をPFI事業者又は請負業者等・・」と修正されていますので<水準-74>の回答を正として考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。なお、事業者公募要項(修正版)の該当箇所をご確認ください。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
QA1-5						要項-11	「既設設備の瑕疵担保であることが、特定できる限りにおいては、ご質問のとおりです」とありますが既設設備の瑕疵担保期間は平成8年の既設設備引渡しの日から重大な瑕疵の場合は10年間と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。
QA1-6	2					要項-14	回答4ページ目の要項-22の内容とは整合するのでしょうか。本回答は温水供給設備能力の目安を示しているという解釈でしょうか。	「要項-22」は消化タンク必要熱量を示したもので、その他に空調、給湯等に用いる熱量が必要となります。
QA1-7	4					要項-14	「様式5-4-3の「消化槽加温必要熱量」欄の1割増の熱量」(=最大11000MJ/h×1.1=12,100MJ/h)とは、消化タンク加温必要熱量(最大):11,000MJ/h、空調用及び給湯用必要熱量(最大):1,100MJ/h、との意味ですか。 事業者の供給熱量の最大値は上記合計の12,100MJ/hとの解釈でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
QA1-8	4					要項-22	業務要求水準書4ページの消化タンク加温用温水の条件は6.6m ³ /分以上(70°C以上/60°C以上)(=約16500MJ/h)とあり、また公募要項等に関する質問・意見(第1回)の回答要項-14には「様式5-4-3の「消化槽加温必要熱量」欄の1割増の熱量」(=最大11000MJ/h×1.1=12,100MJ/h)とあります、消化タンク加温必要熱量は、要項-22的回答通り、11,000MJ/hを最大値と考えてよろしいですか。	必要熱量については最大12,100MJ/hを参考にしてください。「6.6m ³ /分以上」とは、温水の最大流量としてそれだけの水準を確保すること、と解釈してください。 また、消化タンク加温必要熱量についてはご質問のとおりです。
QA1-9	4					要項-22	消化タンク加温必要熱量(最大値)11,000MJ/hは消化ガス発生量が減少した場合も考慮した供給能力ですか。その場合、どこまでの消化ガス量の減少を考慮すればよろしいですか。また、減少時は考慮しなくとも良い場合は何m ³ /hの消化ガス量での条件となりますか。	最低消化ガス供給量950万Nm ³ /年を目安としてください。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
QAI-10						要項-27	「撤去工事を含む全ての更新建設工事の完了を意味します」とありますが、公募要項1章6節の注釈「全面供給開始後に一部既設発電設備の解体撤去の工事が発生することも差し支えない」と矛盾するのではないかでしょうか。	全面供給開始後であり、かつ19年度中に撤去工事が残る場合を意味するとご理解ください。国庫補助金の申請の都合上、19年度内の更新建設工事完成をご予定下さい。
QAI-11						要項-20	「消費税が含まれます」とありますが、過去の事例から消費税は含まれないと認識しております。再度ご確認していただきご教示ください。	国庫補助金額は消費税込みの金額を基礎として計算します。
QAI-12						要項-8	ご回答いただきました「その取り扱いについて検討中です」に対しまして、ご検討の結果をご教示賜りたく存じます。又本件は事業提案において重要事項と考えております。つきましては、第二回質問回答日前にご教示賜りたく存じます。	了解致しました。
QAI-13	1					水準-4	何が、どの状態からどの状態への時間が16時間なのでしょうか。	低圧ガスホルダ及び中圧ガスホルダの貯留量が最低量から満杯になるまでの時間が16時間程度です。総貯留量が約33,000Nm ³ なので、消化ガス発生量が2,000Nm ³ /hで約16時間程度のガス貯留が可能です。過去の実績からも約16時間の貯留は可能ですが、消化ガスの発生量でこの時間は前後します。総貯留量約33,000Nm ³ の算出方法は、以下のとおりです。低圧ガスホルダ貯留量8,000Nm ³ ×2基=16,000Nm ³ 中圧ガスホルダ0.39Mpa20°C 10,320Nm ³ ×2基→0.8Mpa20°C 18,575Nm ³ ×2基=16,510Nm ³ 合計約33,000Nm ³ 中圧ガスホルダ容量換算表を関心表明者に提示いたしますので参照してください。
QAI-14	4					水準-21	回答において、「冬期に給水量が不足する…」とありますが、現状はどのような対策を実施しているのでしょうか。	冬期にはガス発電機を全台運転しても温水槽の温度が低下してしまうので、消化タンク温度が一番低いタンクを優先して加温するようにしています。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
QA1-15	8					水準-46	条件を提示下さい。	条件とは、事業者が使用する当該のトイレ及び給湯室等は、本市職員及び他施設運転管理委託職員も使用するため、管理（清掃の経費等含む）上からも使用の取り決めは、別途協議とします。
QA1-16						水準-46	条件付でとありますが、具体的にどのような条件でしょうかご教示願います。	条件とは、事業者が使用する当該のトイレ及び給湯室等は、本市職員及び他施設運転管理委託職員も使用するため、管理（清掃の経費等含む）上からも使用の取り決めは、別途協議とします。
QA1-17	14					水準-76	設備基準については、横浜市下水道局殿の設備基準に必ずしも 準拠する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	施設・設備の安全性を考慮し、各種法令及び公募要項等に示した条件を満たせば、必ずしも準拠の必要はありません。
QA1-18						記様-6	ご回答いただきました「検討中です」に対しまして、ご検討の結果をご教示賜りたく存じます。又本件は事業提案において重要事項と考えております。つきましては、第二回質問回答日前にご教示賜りたく存じます。	了解致しました。
QA1-19						記様-12	「ISO取得が評価の対象になるのでしょうか」との質問に対し、「評価については優先交渉権者選定基準をご覧ください」とありますが、評価対象になるのか否かが記載されていません、改めてご教示願います。	総合評価での評価対象外とは、いたしません
QA1-20	3					記様-17	「提案における試算は全て、毎年においても、365日と計算してください。」とありますが、実際の事業期間中における毎年においては、366日分の料金が支払われる考え方でよろしいでしょうか。	基本料金の支払方法及び提案における記入方法ともに月割と致します。 本回答（第2回Q&A）「記様-15」をご参照下さい。